02静財財契第201号

令和２年４月17日

関係者各位

契約課長

技術政策課長

建設工事及び建設業関連業務委託における新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた対応について

標記の件については、公共工事の円滑な施工確保を図る観点から、建設工事及び建設業関連業務委託については、当面の間、下記の通り対応をお願いします。

記

（１）一時中止措置等への対応について

　　受注者は新型コロナウイルス感染症の罹患等により工事及び業務を継続することが困難となった場合には、一時中止等の請求書を提出するものとし、一時中止や工期延長について発注担当課及び契約課と協議してださい。発注者は受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況、従業員の状況等を確認し、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないとして、適切に対応してください。

※履行されなければ公物管理等に支障をきたす工事等（災害復旧、維持管理業務等）は極力継続することを前提で協議を行うこととしてください。

（２）工事等への対応について

工事現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、元請の技術者のみならず、すべての従事者等の健康管理に留意してください。

（３）検査時等の対応について

　検査等への臨場については必要最低人員で実施するものとし、発熱などの体調不良者については、検査等への臨場を禁止とします。なお、臨場する受発注者の全ての者にマスクの着用を推奨するとともに、現場事務所等の密室空間となるところでの検査等については密閉、密集、密接（いわゆる３密）に十分配慮し、換気に努めてください。また、対面の検査等を行う場合には、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査立会人名簿等に記載し確実に記録を残すこととします。

（４）工場検査等の対応について

工事現場以外の場所で実施される検査（工場検査等）については、臨場による検査を極力控え、延期または写真及び映像並びに工場試験表等により品質及び出来形の検査（確認）を行ってください。ただし、臨場検査が不可欠とされるものについては、技術政策課と対応について事前に協議してください。

（５）添付文書

　　・工事一時中止請求書等（参考）

契約課

企画係　原田

221-1346、内線2374

技術政策課

検査係　松田、川嶋

221-1078、内線3651